

## 共通基準

- ① 主原料は国産に限ります。
- ② 副原料（調味料等）について
  - ・ 食塩の原産地は問いません。
  - ・ 砂糖については、サトウキビまたはテンサイ（砂糖大根）を原料とするもの限り、産地は問いませんが、遺伝子組換え作物由来でないこととします。  
水飴・麦芽糖については、原料のデンプンが遺伝子組換え作物でないことが証明できるものは使用可とします。
    - ※「野菜・果実等ジャム類」、「あめ・打菓子」に使用する砂糖の原料原産地は国内に限る
  - ・ 調味料の主原料の原産地は問いませんが、遺伝子組換え作物でないこととします。
    - ※調味料のカテゴリーを除く
  - ・ 食用油の採油原料の産地は問いませんが、遺伝子組換え作物でないこととします。
    - ※食用油のカテゴリーを除く
  - ・ 香辛料の産地は問いませんが、抽出物は不可とします。
- ③ 原料として使用できないもの
  - ・ 遺伝子組換えを行った農産物ならびにその加工食品、またはそれを含むもの
  - ・ 採卵鶏の飼育に遺伝子組換え飼料を用いて生産された鶏卵
  - ・ 畜産物（畜肉・乳製品）を含むもの
  - ・ たんぱく加水分解物、エキス類
  - ・ 異性化糖、還元水飴、各種甘味料等使用する副原料(調味料等)
  - ・ 食品添加物（人工的に加工された食品素材や製造行程で使用する加工助剤を含む）
    - ※個別基準に記載があるもののみ使用可とします。
- ④ 製品に付属するタレ、つゆ、ソース等は審査の対象外とします。
- ⑤ 残留農薬検査について、製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の半分以下であること
- ⑥ 放射能検査について、製品に含まれる放射性セシウムの量が10ベクレル/kg以下であること  
※主原料がきのこ類の場合、製品に含まれる放射性セシウムの量は3ベクレル/kg以下、ベビーフードについては不検出であること。
- ⑦ 米を主原料とする製品（米の使用割合が多いもの）についてはカドミウム濃度が食品衛生法の定める基準値以下であること。
- ⑧ 個別基準に規定されていない原料については、当基準【原材料に関する共通基準】に準じて判断します。